主 文

本件上告を棄却する。

当審における訴訟費用は被告人の負担とする。

理 由

弁護人青山新太郎の上告趣意(後記)は、結局事実審の裁量に属する刑の量定を 非難するに帰着し刑訴四〇五条の上告理由に当らない。また記録を精査しても同四 一一条を適用すべきものとは認められない。

よつて同四一四条三八六条一項三号、一八一条により主文のとおり決定する。 この決定は、裁判官全員一致の意見である。

昭和二六年六月二八日

最高裁判所第一小法廷

郎		Ξ	松	岩	裁判長裁判官
郎	治	竹	田	澤	裁判官
毅			野	眞	裁判官
輔		悠	藤	齋	裁判官